

精華町教育委員会議事録

令和2年（第1回臨時）

1 開 会 令和2年2月28日(金) 午後2時00分
閉 会 令和2年2月28日(金) 午後2時30分

2 出席委員 川村教育長 松本委員 新司委員 岡島委員
松下委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

岩崎教育部長 林田総括指導主事
松井学校教育課長 石崎生涯学習課長
上原学校教育課係長

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

教育長から第1回臨時教育委員会の開会を宣言。

(2) 教育長あいさつ

本日の臨時教育委員会の開催趣旨としては、精華町教育大綱の改定案について協議を行う予定であったが、昨日の安倍総理大臣からの学校休校の要請があり、それに対する本町としての方針について、まず協議をさせていただきたい。

昨日、安倍総理大臣から、コロナウイルス蔓延の抑制や子どもたちの命を守ることを目的として、3月2日から当面の間、学校を休校してほしいとの要請があった。この件について、事務局において検討し、また、臨時の校長会を開催して検討した結果、基本的には休校要請に応じていこうという方向性で考えている。

学校の臨時休業については、「精華町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の第3条に、夏季や冬季などの休業日のほかに、第7号として、校長が特に必要と認め教育委員会の承認を得た日という規定がある。これに

より休業日を設定できるが、これまでにないことであり、休業期間が一定期間に及ぶことから、異例に当たるものと考えられる。

「精華町教育委員会基本規則」第16条では、教育委員会から教育長に委任する事務から除くものが列記されているが、第11号に「その他異例に属するもの又は特に重要と認められる事項」の記載があり、異例に当たるものは教育長への委任事務から除かれている。先ほど申し上げたように、今回の休業日の設定については異例に当たると考えられることから、議案として教育委員会に諮りたいと考えている。

(3) 議決事項

議案第4号 精華町立小学校及び中学校の臨時休業について

教 育 部 長 【提案説明】

臨時休業の期間は令和2年3月3日から令和2年3月23日としているが、ただし書きとして、校長が必要と認める日を除くこととしている。本案については、国及び京都府教育委員会からの通知に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的として、学年末休業日までの期間について臨時に休業とするものである。

本案については、本日、午前中に臨時の校長会議を開催して協議を行った。国からの要請では3月2日から休校とのことであったが、2日からとなると周知や連絡が難しく、児童生徒及び保護者に多大なる混乱を招きかねないことから、2日については登校することとした。中学校においては、午前中の2時間程度で連絡事項等を伝えた後に下校とし、小学校については、給食を食べてから下校することとした。なお、精華西中学校のみ3学期の期末考査が未実施であることから、2日と3日の両日の午前中に実施することとし、3日の午後から休業となる。

あわせて、卒業式について、この休業期間中に卒業式が予定されているが、基本的には出席者を卒業生と保護者、教職員のみとし、来賓等についても出席要請はしないという内容で開催したいと考えている。感染対策として、会場の椅子の間隔をあ

けたり、会場入り口にアルコール消毒液を設置したりするといった基本的な対応に加え、国歌、校歌の斉唱は行わずに音源のみを流す、町長祝辞及び教育委員会告示については文書配布とし、式典の時間の短縮を図ることとしており、感染拡大の防止に向けて可能な手だてについては講じていきたいと考えている。ただし、卒業生の呼名、卒業証書の授与、学校長の式辞、卒業生のことばなど、卒業生に関係する内容については、従来とほぼ同様に実施したいと考えている。

川村教育長 補足として、京都府山城教育局を通じて、府内の他市町村の状況について情報を得ているので説明しておく。山城教育局管内には10の教育委員会があるが、そのうちの8の教育委員会の判断として、2日からの休業は困難であることから、3日からの休業として決定、あるいはその方向性で進めているとのことである。残る2つについては検討中となっている。

府立学校についても3日から休業であり、京都市教育委員会についても2日は登校日として、3日から休業としている。現在のところ京都府内において、2日から休業する教育委員会は承知している限りないという状況である。

松下委員 説明の中で、国からの通知に基づきということであったが、どのような通知が出されているのか。また、府教委からの通知もあるのか。

教育部長 文部科学省から各都道府県知事等宛の「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」という通知が出ている。後ほど資料として配布させていただく。内容としては、本年3月2日月曜日から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法に基づく臨時休業を行うようお願いするというものである。

府教委からは、先ほどの文部科学省の通知を踏まえて速やかに実施するよう依頼するという内容と、参考として府立学校の対応内容に関する資料が添付されている。府立学校については3月13日金曜日までの期間を休業日としている。

先ほどの本町としての対応の中で1点抜けていたので、追加で説明させていただく。臨時休業の期間については、補習や部活動等の課外活動についても休止とした。これについては府教委の実施内容と同様である。

松 下 委 員 もう1点、中学校に関連してであるが、公立高校の入試の中期が6日に実施予定であったがどうなるのか。また、出席に関する扱いはどうなるのか。

教 育 部 長 府教育委では、府立学校の入試は実施をするとのことであり、6日の中期選抜については予定どおり実施されるものと認識している。高校入試に係る公欠の扱いについては、これまでどおりと認識している。また、新型コロナウイルスに関する出席停止の扱いについては、以前から文部科学省より通知があったところであるが、今回については長期に渡る一斉の臨時休業であり、その対応についてはまだ通知等はない。今後、府教委を通じて通知があるものと考えている。

松 下 委 員 従来は公立高校を受験しない生徒は登校しており、公立高校を受験する生徒は公欠扱いとなっていたが、今回は、受験しない生徒については自宅待機となるので、どのような扱いになるのか注視していきたい。

教 育 部 長 公立高校の入試日1日だけではなく、長期間の休業となるため、恐らく出席停止や公欠などのような扱いになると思うが、国や府教委からはまだ明確な内容は示されていないが、国や京都府と情報共有を図り、各学校と協議の上で対応していきたい。

川 村 教 育 長 他にも授業時数不足や未履修事項が生じていないかなどの課題が考えられる。文部科学省からは弾力的に扱うようにという話は出ているが、十分に調査した上で、今後、対応については検討していきたい。

岡 島 委 員 卒業式に関連して、子どもが2人とも卒業生で、話を聞くと練習もまだ十分にできていないということであった。子どもも親も不安に感じているが、何か対応できることはあるだろうか。

教 育 部 長 その点については、本日の臨時校長会でも議論を行った。中学校については、前日2時間程度、練習も含めて登校させてほ

しいとの意見があり、校長が必要と判断する登校日については認める方向である。また、学校に置いている用具や返却物もあると思うので、それも含めて登校日を設けることになると思う。小学校については、おそらく本番の1日で大丈夫ではないかという話になっていた。また、来賓等もいないことから、開式時間を各学校で決めることとしており、場合によっては開式よりも早い時間に登校し、少し前に練習をしてから本番を迎えるなど、工夫する中で実施したいとの話しであったため、その点については、学校長の判断に任せたいと考えている。

岡 島 委 員

自分の子どもも驚いていたし、保護者同士で連絡を取り合っているけれども、子どもたちがとても不安な状態になっていることが分かる。やはり小学校、中学校ともに最後の年は子どもたちにとって大切なものであり、それであるからこそ、子どもたちも保護者も混乱しているという状況があると思う。

教 育 部 長

やはり子どもたち、そして保護者の方も大変不安に感じている部分大きいと思う。その点も考慮して、国からは3月2日からの休校要請であったが、本町では基本的には3日からとし、2日は登校した上で連絡事項を伝えるとともに、学校と教育委員会の連名で保護者の皆様に向けての文書を配布したいと考えている。これで不安が解消される訳ではないが、文書等による連絡により、少しでも不安や混乱が和らげばと考えている。

現状としては、3月3日から3月23日までの間を休業とし、以降については通常どおりの修了式と春季の休業を予定している。本日、この内容で議決をいただきたいと考えているが、新型コロナウイルスの状況によっては、当然、延長も考えられるし、そうなるとう入学式や始業式等にも影響が出る可能性がある。また、場合によっては休業期間が短縮される可能性もある。その場合には、改めて臨時に参集いただき、議決をお願いする可能性もあるので、ご承知おきいただきたい。

(採決 一 全員挙手により原案どおり決定)

(4) 精華町教育大綱の改定について

教育部長 2月14日の教育委員会協議会において、委員各位からいただいた意見をもとに改定案の修正を行ったものである。詳細な内容については、総括指導主事より報告させていただく。

総括指導主事 教育委員会協議会での議論を踏まえて修正した部分について説明させていただく。

まず、前文について、前文の3行目、現行では「生涯にわたりいきいきと活躍できる」とあるが、主体を明確にするために「すべての人々が」を前に挿入している。精華町の住民だけではなく、精華町に関わる全ての人々が、という思いを込めて「人々」とした。

続いて、5つの方針の1つ目、「未来を生き抜く子どもの育成」の説明内容について、現行では「質の高い学力」との記載があるが、精華町として子どもたちにどのような力をつけたいかを分かりやすく説明するために、来年度から実施される新学習指導要領の内容を踏まえた具体的な記述とした。改定案では、「実際の社会や生活で生きて働く『知識及び技能』、未知の状況にも対応できる『思考力、判断力、表現力』、学んだことを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力』をバランスよく育成し」としている。

続いて、5つの方針の2つ目、「学研都市を活かした教育の推進」の説明内容について、「歴史」とあるものを、歴史と一緒に文化も育まれてきたとの思い、また、本町が関西文化学術研究都市であるということから、「歴史・文化」とした。

次に、5つの方針の4つ目、「命を守り人権を大切にする共生社会づくり」の説明内容について、子どもたちだけではなく、さまざまな人権問題の解決に町として真摯に取り組むという意志を協調するために、「すべての人々の」を挿入した。

最後に、5つの方針の5つ目、「教育の質を高める環境の整備」の説明内容について、学校教育だけでなく、生涯学習における指導者となる地域公共人材の確保と育成という点を強く打ち出すため、「教育における人材育成」を「人材の育成」とし

た。

川村教育長 事務局から説明のあったとおり、協議会での議論を踏まえて修正したものである。特に異議がないようであれば、この案をもって、総合教育会議において町長に報告させていただきたいと思うが、いかがか。

(異議なし)

川村教育長 異議等はないようであるので、この案を教育委員会としての精華町教育大綱の改定案として町長にすることとする。

(5) 閉会

教育長が第1回臨時教育委員会の閉会を宣言。